

## フランス会社法 (3)

加 藤 徹  
小 西 みも恵  
笹 川 敏 彦  
高 田 尚 彦

### 第 4 節 株式発行会社に適用される一般規定

(株式会社および株式合資会社の社名)

L. 224-1 条 ① 株式発行会社は、社名をもって表示され、その直前または直後に、会社形態および会社資本の額を示さなければならない。

② 1人または数人の社員の名前は、社名のなかに含めることができる。ただし、株式合資会社においては、有限責任社員の名は社名に表示することはできない。

(1966年7月24日法律第66-537号第70条)

(会社資本)

L. 224-2 条 ① (2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第7-II条)《会社資本は、3万7000ユーロ以上でなければならない。》

② 会社資本を前項所定の額未満に減少することは、その会社が他の形態の会社へ組織変更しない限り、前項所定の額以上の額に会社資本を回復させることを目的とする停止条件の存在下においてのみ、決定されることができる。本項の規定に違反するときは、すべての利害関係人は、会社の解散を裁判上請求することができる。かかる解散は、裁判所が本案判決を下す日において補正がなされているときは、宣告することができない。

③ 第1項の例外として、出版編集会社<sup>(1)</sup>の資本は、当該会社が株式会社の形態において設立されたときは、(2000年9月19日オルドナンス第2000-916号)《300ユーロ》以上でなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第71条および第491条第3項)

(裁判上の解散の管轄)

R. 210-15 条 会社の裁判上の解散は、その理由のいかんを問わず、商事裁判所の管轄となる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第51条および第198条)

(株式発行会社への組織変更)

L. 224-3 条 ① (2003年8月1日法律第2003-706号第98条)《いかなる種類の会社であれ、会計監査役を有しない会社が株式発行会社へ組織変更するときには、》社員の全員一致の合意がある場合を除き、会社指揮者の全員またはそのうちの1人の請求にもとづく裁判上の決定により、会社の資産を構成する財産の価額および特別利益を自己の責任において評価する任務を負う1人または数人の組織変更検査役が、選任される。組織変更検査役は、L. 223-43 条第3項記載の会社の現状報告書の作成を担当することができる。この場合においては、単一の報告書のみ作成される。当該検査役は、L. 225-224 条所定の欠格事由に服する(同条は、2003年8月1日法律第2003-706号により廃止<sup>(2)</sup>)。当該会社の会計監査役は、組織変更検査役に指名されることができる。当該報告書は、社員の措置に委ねられる。

② 社員は、財産の評価および特別利益の付与について決定する。社員は、その全員一致においてのみ、これを減額することができる。

③ 議事録に記載された社員の明示の承認がない場合には、組織変更は無効である。

(1966年7月24日法律第66-537号第72-1条)

(1) société de rédacteur de presse.

(2) L. 822-11 条参照。

(組織変更検査役)

R. 224-3 条 ① L. 224-3 条の規定の履行については、組織変更検査役が R. 225-7 条の要件の下に選任され、かつその職務を遂行する。

② 組織変更検査役の報告書は、純資産<sup>(3)</sup>の額が会社資本と少なくとも同額であることを証明する。当該報告書は、会社住所において、当該組織変更を決定するために招集される株主総会の会日の少なくとも 8 日前に、社員の措置に委ねられなければならない。書面決議の場合には、当該報告書の原文は、各社員に対し送付され、かつ提案される決議案文に添付される。

(1967年 3月23日デクレ第67-236号第56-1条)

## 第 5 節 株式会社

(株式会社の本質)

L. 225-1 条 株式会社は、その資本が株式に分割され、かつその出資を限度としてのみ損失を負担する社員間において設立される会社である。社員の数は、7 人を下ることはできない。

(1966年 7月24日法律第66-537号第73条)

### 第 1 款 株式会社の設立

#### 第 1 項 公募設立

(2009年 1月22日オルドナンス第2009-80号第 7-Ⅲ条)

(株式引受前の手続)

L. 225-2 条 ① 定款案は、会社住所地の商事裁判所書記局にその正本を付託する一人または数人の発起人により、作成されかつ署名される。

② 発起人は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件の下において告知書<sup>(4)</sup>を公示する。

③ 本条第 1 項および第 2 項所定の手続が遵守されていないときは、いかなる引受も認められえない。

④ 会社を管理しもしくは業務執行をする権限を失った者または職務執行を禁

(3) capitaux propres

(4) notice

止されている者は、発起人になることができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第74条)

(定款原本の作成)

R. 224-1 条 定款が私署証書により作成されるときは、会社住所における正本の付託および必要な各種手続の履行に要する部数の複本が<sup>(5)</sup>作成されなければならない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第54条)

(定款の記載事項)

R. 224-2 条 会社の定款は、L. 210-2 条列举の記載事項のほか、必要な他のすべての規定を妨げることなく、次の事項を記載しなければならない：

- 1号 発行される株式の種類毎の株式の数 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第11条)《および各種類株式に付与された特別の権利の種類》、ならびに、必要あるときは当該株式が表章する会社資本の部分または当該部分<sup>(6)</sup>を構成する株式の名義額；
- 2号 株式の形態につき、絶対的記名式または記名式もしくは無記名式の区別；
- 3号 株式の自由な取引または譲渡を制限する場合には、譲受人に対する承認に必要な特別の要件；
- 4号 現物出資者の本人同一性・各現物出資者によりなされる出資の評価および出資に対し付与される株式の数；
- 5号 特別利益の受益者の本人同一性および当該利益の種類；
- 6号 会社機関の構成、職務および権限に関する定め；
- 7号 利益の分配・準備金の積立および清算剰余金の分配に関する規定；
- 8号 定款または定款案に署名をなしたまたはその者の名において署名がなされたすべての自然人または法人の本人同一性。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第55条)

(定款案)

R. 225-2 条 会社住所地の商事裁判所書記局に付託される定款案の正本は、無印紙証書において、発起人の署名のもとに作成される。当該正本は、すべての請求者に対し、これを閲覧しまたは自己の費用をもってその謄本1通の交付を受けることにより、報知されるものとする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第58条)

(5) original

(6) valeur nominale

(告知書の記載事項と公示)

R. 225-3 条 ① L. 225-2 条第 2 項所定の告知書は、引受行為開始前かつすべての公示手続に先立って、義務的法定公告公報に公示される。

② 告知書は、次の事項を記載する：

- 1号 略号がある場合はその略号を伴う、設立する会社の社名；
  - 2号 会社の形態；
  - 3号 引き受けるべき会社資本の額；
  - 4号 予定される会社住所の宛先；
  - 5号 摘要を示した会社目的；
  - 6号 会社の予定存続期間；
  - 7号 定款案の付託の日付および場所
  - 8号 金銭をもって引き受けるべき株式の数、および発行プレミアムがある場合はこれをも含む即時の払込請求額
  - 9号 発行すべき株式の名義額、その名義額の定款への記載の有無、種類株式があるときは各株式間においてなされた区別、(2006年12月11日デクレ2006-1566号13条)《ならびに優先株式に付与された特別の権利》；
  - 10号 現物出資の概要、その評価総額および対価の態様、ならびにその評価および対価の態様が暫定的な性質である旨の付記
  - 11号 すべての者それぞれのために定款案上約定された特別利益；
  - 12号 株主総会への出席および議決権行使の要件、ならびに必要なときは二重議決権付与に関する規定の記載；
  - 13号 株式譲受人の承認に関する条項；
  - 14号 利益の分配、準備金の積立、および清算剰余金の分配に関する規定；
  - 15号 引受にもとづく資金を受領する公証人の氏名および住所または金融機関の社名および住所、ならびに資金が預金供託金庫に付託されるときはその旨の記載；
  - 16号 引受のために開設される期間、ならびに前記期間満了前に全部が引き受けられた場合における期間前の閉鎖の可能性の付記；
  - 17号 創立総会の招集方法および開催場所。
- ③ 告知書は発起人により署名され、その氏名・通称・住所および国籍、または社名・形態・会社住所および会社資本の総額を記載する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第59条)

(目論見書・新聞公告等の記載事項)

R. 225-4 条 ① 株式の発行を公衆に知らせる目論見書および(2006年12月11日デクレ第2006-1566号第14条)《文書》<sup>(8)</sup>は、R. 225-3 条所定の告知書の記載を転

(7) la Caisse des dépôts et consignations

(8) documents

載し、かつ公示された号数付記の義務的法定公告公報に前記告知書を掲載した旨の記載を含む。加えて、当該目論見書および文書は、引受株式の払込にもとづく資金の用途についての発起人の計画を概述しなければならない。

② 新聞(2006年12月11日デクレ第2006-1566号第14条)《広告》<sup>(9)</sup>は、告知書への言及および告知書が公示された義務的法定公告公報の号数の記載とともに、告知書と同一内容の記述または少なくともその記述の抜粋を転載する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第60条)

(株式引受証の記載事項)

R. 225-5 条 ① 引受証は、引き受ける証券の数を文字で記載する引受人またはその受任者により、日付を記載され署名される。無印紙証書による謄本一通が引受人またはその受任者に交付される。

② 引受証は、次の事項を記載する：

- 1号 略号があるときはその略号を伴う、設立する会社の社名；
- 2号 会社の形態；
- 3号 引受けられる会社資本の額；
- 4号 予定される会社住所の宛先；
- 5号 摘要を示した会社目的；
- 6号 定款案の付託の日付および場所；
- 7号 必要あるときは、金銭により引受をなすべき資本部分および現物出資により表章される資本部分；
- 8号 金銭により引き受けられた株式の発行方法；
- 9号 資金を受領する者の氏名または社名および宛先；
- 10号 引受人の氏名、通称および住所ならびに引受人により引き受けられた証券の数；
- 11号 引受証の謄本1通が引受人に交付された旨の記載；
- 12号 R. 225-3 条所定の告知書の義務的法定公告公報への公示の日。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第61条)

(付託の手続および報知)

R. 225-6 条 ① 金銭引受にもとづく資金は、各引受人による払込額の表示を付記した引受人の氏名・通称および住所を記載する名簿とともに、設立中の会社のため、これを受領した者により、告知書に記載された事項に従い、預金供託金庫・公証人・金融機関または通貨金融法典 L. 542-1 条<sup>(10)</sup>(2009年3月16日デクレ第2009-295号第4-1°条)《2号ないし7号》所定の仲立人に対し付託される。

② 前項の付託は、資金が金融機関または前項所定の(2009年3月16日デクレ第

(9) annonces

(10) intermédiaire

2009-295号第4-1°条により廃止)《権限ある》仲立人により受領される場合を除き、資金を受領した日から8日の期間内になされなければならない。

③ 資金の保管者は、当該資金の受戻の日まで、自らの引受を証明するすべての引受人に対し、本条第1項所定の名簿を報知する義務を負う。請求者は、当該名簿を閲覧し、かつ自らの費用をもって謄本1通の交付を受けることができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第62条)

(会社資本の引受および払込)

L. 225-3 条 ① 資本は、その総額が引き受けられなければならない。

② 金銭出資株式は、引受の際に、その名義額の2分の1以上につき払い込まれる。残余の払込は、商業及び会社登記簿への会社の登録の日から起算して5年を超えない期間内に、取締役会または場合により業務執行役員会の決定にもとづき、1回または数回になされる。

③ 現物出資株式は、その発行に際し金額が払い込まれる。

④ 株式は、労務出資を表章することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第75条)

(金銭出資株式の引受証)

L. 225-4 条 金銭出資株式の引受は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件のもとに作成される証明書<sup>(11)</sup>によって確認される。

(1966年7月24日法律第66-537号第76条)

[参照条文] R. 225-5 条 (前述 L. 225-2 条の参照条文)

(金銭引受にもとづく資金の付託)

L. 225-5 条 ① 金銭引受にもとづく資金は、各引受人により払い込まれた金額を付記した引受人の名簿とともに、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件のもとにおいて付託の対象となり、当該デクレは、この名簿に関する報知請求権が認められる要件をも定める。

(11) bulletin

② 前項所定のデクレが定める保管者を除いては、いかなる者も、設立中の会社のために集められた金員を8日を超えて保有することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第77条)

[参照条文] R. 225-6条 (前述 L. 225-2条の参照条文)

(保管者の証明書)

L. 225-6条 引受および払込は、資金の付託のときに引受証明書の呈示にもとづいて作成される保管者の証明書により確認される。

(1966年7月24日法律第66-537号第78条)

(創立総会の招集および権限)

L. 225-7条 ① 発起人は、保管者証明書の交付後、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の手続および期間のもとに、引受人を創立総会に招集する。

② 創立総会は、資本がその総額につき引き受けられ、かつ株式の払込請求額が払い込まれていることを確認する。創立総会は、引受人全員の一致をもってのみ変更されることの可能な定款の採択につき判定を行い、最初の取締役または業務監査役会の構成員を指名し、一人または数人の会計監査役を選任する。<sup>(12)</sup> 創立総会の議事録は、必要に応じ、取締役または業務監査役会の構成員および会計監査役による職務の受諾を確認する。

(1966年7月24日法律第66-537号第79条)

(創立総会の開催場所および招集通知)

R. 225-10条 ① 創立総会は、R. 225-3条所定の告知書により表示された場所において招集される。

② 招集通知は、社名・会社の形態・予定されている会社住所の宛先・会社資本の総額・総会の日時・場所および議事日程を記載する。

③ 前項の通知は、会日の少なくとも8日前に、義務的法定公告公報および会社住所の県内の法定公告受理資格を有する新聞に掲載される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第66条)

---

(12) désigné



(会社の不成立と資金の払戻)

R. 225-12 条 ① L. 225-7 条 2 項所定の手続が L. 225-11 条 2 項所定の期間満了前に履行されなかったときは、会社は、同条の期間内には設立されなかったものとみなされる。

② 前項所定の場合において、引受人に返還を行うため、その資金を払い戻すべき任務を負う受任者は、レフェレをもって決定する会社住所地の商事裁判所長により指名される。

(1967年 3 月 23 日デクレ第 67-236 号第 71 条)

(取締役になるために選任された者の権限)

R. 225-26 条 取締役として選任された者は、その指名のときから、L. 225-51-1 条所定の業務全般の指揮の履行方法の 1 つを選択し、ならびに取締役会会長、執行役員および必要ある場合は担当執行役員を選任する権限を有する。

(1967年 3 月 23 日デクレ第 67-236 号第 68 条第 1 項)

(業務監査役会の構成員になるために選任された者の権限)

R. 225-38 条 業務監査役会の構成員として選任された者は、その指名のときから、業務執行役員会の構成員または単独の執行役員を選任する権限を有する。

(1967年 3 月 23 日デクレ第 67-236 号第 68 条第 2 項)

(現物出資・特別利益の検査)

L. 225-8 条 ① 現物出資の場合ならびに社員または社員でない者のためにする特別利益の約定がある場合は、1 人または数人の出資検査役が、(2012年 3 月 22 日法律 2012-387 号 46- I 条)《発起人全員の同意をもって、またはこれを欠く場合は、》発起人もしくはそのうちの 1 人の請求にもとづく裁判所の決定をもって、選任される。当該出資検査役は、(2009年 5 月 12 日法律第 2009-526 号第 46- I 条)《L. 822-11 条》所定の欠格事由に服する。

② 出資検査役は、その責任のもと現物出資の評価額および特別利益を評価する。定款案とともに裁判所書記課に付託された報告書は、コンセイユ・データの議を経たデクレ所定の要件のもとにおいて、引受人の措置に委ねられなければならない。

③ 創立総会は、現物出資の評価および特別利益の付与を決定する。創立総会

(13) exercice de la direction générale

は、引受人の全員一致をもってのみ、これを減額することができる。

④ 現物出資者および特別利益の受益者に対する、議事録に記載された明示の承認がない場合には、会社は設立されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第80条)

(出資検査役の選任)

R. 225-7 条 ① 出資検査役は、L. 822-1 条所定の名簿に登録された会計検査役または上級および下級裁判所により作成された名簿に登録された専門家の中から、選択される。

② 出資検査役は、申請にもとづき決定する商事裁判所長により選任される。

③ 出資検査役は、その任務の遂行上、自らが選任する1人または数人の専門家に自己を補佐させることができる。当該専門家に対する報酬は、会社の負担とする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第64条)

(出資検査役の報告書の記載内容)

R. 225-8 条 出資検査役の報告書は、各出資を説明し、採択された評価方法およびその採択の理由を示し、かつ出資の価額が、少なくとも発行株式の名義額に、場合によっては発行プレミアムが付加された発行価額に相当することを確認する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第64-1条)

(出資検査役の報告書の付託および閲覧)

R. 225-9 条 ① 出資検査役の報告書は、創立総会の会日の8日以上前に、引受証明書に表示された会社住所の予定宛先に対し、および会社の住所地を管轄する商事裁判所の書記課に対し付託される。

② 当該報告書は、これを閲覧し、または謄本もしくは抄本の交付を受けることができる引受人の措置に委ねられるものとする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第65条)

R. 225-10 条 (前述 L. 225-7 条の参照条文)

(現物出資における検査の免除と再評価)

L. 225-8-1 条 (2012年3月22日法律第2012-387号第8-I 条) I. - 現物出資が以下のものから構成されるときは、発起人の決定により、L. 225-8 条を適用しないことができる：

1号 L. 228-1 条記載の資本に対する権利を付与する有価証券、または出資

が有効に実行された日付の前3カ月の期間経過内に、その通貨市場商品<sup>(14)</sup>が1つまたは2つ以上の規制市場<sup>(15)</sup>において取引された加重平均価格<sup>(16)</sup>により評価されていた場合において、ヨーロッパ理事会 85/611/CEE 指令および 93/6/CEE 指令ならびにヨーロッパ議会およびヨーロッパ理事会 2000/12/CE 指令を修正し、かつヨーロッパ理事会 93/22/CE 指令を廃止する、金融商品市場<sup>(17)</sup>に関する2004年4月21日ヨーロッパ議会およびヨーロッパ理事会 2004/39/CE 指令4条の意義<sup>(18)</sup>における、当該通貨市場商品；

2号 出資が有効に実行された日付の前6カ月内に、当該項目が L. 225-8 条に定められた要件のもとで、出資検査役により、すでに正当な価格<sup>(19)</sup>への評価の対象となっていた場合は、第1号所定の有価証券または通貨市場商品以外の当該資産項目<sup>(20)</sup>。

Ⅱ. 一現物出資は、以下の場合、発起人の発案によりかつその責任の下で、L. 225-8 条所定の要件の下において、再評価の対象となる：

1号 本条Ⅰ第1号所定の場合において、出資が有効に実行された日付における資産項目の価格を著しく変更しうる特別の事情により、当該価格が影響を受けた場合；

2号 本条Ⅰ第2号所定の場合において、出資が有効に実行された日付における資産項目の正当な価格を、新しい事情が著しく変更した場合。

Ⅲ. 一本条Ⅰ第1号および第2号所定の現物出資に関する情報は、コンセイユ・データの議を経たデクレにより確定されるべき要件の下で、引受人に対し通知される。

---

(14) instruments du marché monétaire

(15) marché réglementé

(16) prix moyen pondéré

(17) marchés d'instruments financiers

(18) 2004/39/CE 指令4条については、『新外国証券関係法令集 EU（欧州連合）：金融商品市場指令（MiFID）・透明性指令・目論見書指令・市場妨害行為指令他』（財団法人日本証券経済研究所，2007年）23頁以下参照。

(19) juste valeur

(20) éléments d'actif

(創立総会の定足数および多数決要件)

L. 225-9条 ① 株式の引受人は、L. 225-106条・L. 225-110条およびL. 225-113条所定の要件の下において、決議に参加したまたは自己を代理させるものとする。

② 創立総会は、非常総会<sup>(21)</sup>について定められた定足数および多数決の要件をもって決議を行う。

(1966年7月24日法律第66-537号第81条)

(創立総会の決議)

L. 225-10条 ① 総会が現物出資の承認または特別利益の付与の決議をする場合には、現物出資者または特別利益受益者の株式は、多数決に算入されない。

② 現物出資者または特別利益受益者は、自己のためにもまた受任者としても、議決権を有しない。

(1966年7月24日法律第66-537号82条第2項および第3項)

(引受にもとづく資金の受戻)

L. 225-11条 ① 金銭引受にもとづく資金の受戻は、商業及び会社登記簿への会社の登録前は、会社の受任者により行われることができない。

② 定款案の裁判所書記課への付託から起算して6月の期間内に会社が設立されないときは、すべての引受人は、資金を引受人に返還するために、分配の費用を控除して当該資金を払い戻すべき任務を負う1名の受任者の選任を、裁判上請求することができる。

③ 1人または数人の発起人が爾後において会社の設立を決定するときは、L. 225-5条およびL. 225-6条所定の資金の付託および申告<sup>(22)</sup>に関する手続が、新たに行われなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第83条)

---

(21) assemblée extraordinaire

(22) déclaration

(資金の受戻)

R. 225-11 条 金銭引受にもとづく資金の受戻は、商業及び会社登記簿への会社の登録を証明する裁判所書記課員の証明書の提示にもとづいて、会社の受任者により行われる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第70条)

R. 225-12 条 (前述 L. 225-7 条の参照条文)

(議決権および配当請求権の停止)

L. 225-11-1 条 (2012年3月22日法律第2012-387号第17-II-1°条) 株式会社の公募設立に関する本款本項所定の規定に違反して発行された株式または端株<sup>(24)</sup>の議決権および剰余金配当請求権<sup>(25)</sup>は、その状況が正規化されるまで停止される。停止期間中になされた議決権行使または剰余金の配当は、すべて無効<sup>(26)</sup>とする。

## 第2項 公募をしない設立

(2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第7-IV条)

(適用規定)

L. 225-12 条 (2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第7-V条) 《公募がなされない》場合には、L. 225-2 条・L. 225-4 条・L. 225-7 条・L. 225-8 条 2 項 3 項および 4 項・L. 225-9 条ならびに L. 225-10 条を除き、本款第1項の規定が適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第84条)

(適用規定)

R. 225-13 条 (2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-VI条) 《会社が、公募することなく設立されるときは》、R. 225-6 条・R. 225-7 条・R. 225-8 条ならびに R. 225-11 条の規定のみが、会社の設立に対して適用されることができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第72条)

(23) nommer

(24) coupure d'action

(25) droit à dividende

(26) nul

(払込の確認)

L. 225-13 条 払込は、各株主により払い込まれた金額を記載する株主名簿の呈示にもとづいて、資金の付託のときに作成される保管者証明書により確認される。

(1966年7月24日法律第66-537号第85条)

(現物出資・特別利益の評価)

L. 225-14 条 ① 定款は、現物出資の評価を記載する。その評価は、出資検査役によりその責任のもとに作成され、かつ定款に添付される報告書を考慮して行われる。

② 特別利益が約定されているときも、同様の手続に従う。

(1966年7月24日法律第66-537号第86条)

(出資検査役の報告書)

R. 225-14 条 出資検査役の報告書は、定款の署名の日の3日以上前に、会社住所として予定されている宛先において、その謄本を受け取ることができ将来の株主の措置に委ねられなければならない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第73条)

(定款の署名)

L. 225-15 条 保管者により証明書の作成後かつコンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定された要件および期間内に L. 225-14 条所定の報告書が株主の措置に委ねられた後、定款は、株主自身または特別の代理権を証明する受任者により署名される。

(1966年7月24日法律第66-537号第87条)

[参照条文] R. 210-6 条 (前述 L. 210-6 条の参照条文)

(最初の取締役等の選任)

L. 225-16 条 最初の取締役または業務監査役会の最初の構成員および最初の会計監査役は、定款において選任される。

(1966年7月24日法律第66-537号第88条)

(議決権・剰余金配当請求権の停止)

翻

L. 225-16-1 条 (2012年3月22日法律第2012-387号第17-II-2°条) 本款本  
項に違反して発行された株式または端株の議決権および剰余金配当請求権は、  
その状況が正規化されるまで停止される。停止期間中になされた議決権行使ま  
たは剰余金の配当は、すべて無効である。

訳